

2026年5月中旬から申請受付予定

「住宅手当」を支給 または
「従業員宿舎」を用意している皆さま

【対象拡大！】
より使いやすくな
りました！

住宅手当等を 上乘せ補助します

対象従業員に支給する住宅手当や借上げ宿舎の企業負担に応じて、従業員に補助します。（最大 1.4 万円/月）

～変更のポイント～

- **40歳未満**に対象を拡充！
転職者の方も利用しやすくなりました。（採用から3年間）
- **2027年採用者**の補助を確約！
採用面談時にお伝えいただけます。（※申請は2027年度）

～ご利用いただけるか、改めてご確認ください！～

- 従業員 **2,000人以下**なら可能性あり。**個人事業主**でも OK
- **社員宿舎**でも OK（借上げ宿舎が対象）
- 本社が市内なら、**勤務先は市外**でも OK
- **外国籍の方**も対象（※技能実習生を除く）

詳しくは裏面 ▶



申請できる企業・個人事業主

以下のすべてを満たす企業・個人事業主

- ① 中小企業者または中堅企業者*

中堅企業者とは??

⇒中小企業者を除く常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業等

※改正産業競争力強化法により新たにできた定義であり、これまで大企業の位置づけで支援が受けられなかった企業も支援対象になる可能性があります。

これまでの
補助金活用企業は
こちら!



- ② 【企業】神戸市内に本店を置くこと
【個人】神戸市内に主たる事業所を有すること
- ③ 従業員に住宅手当を支給または
民間賃貸住宅を宿舍として提供していること

ポイント

◎勤務先は市外でもOK!

対象となる従業員

以下のすべてを満たす従業員

- ① 神戸市内に在住（住民票を移していること）
- ② 就職後3年以内
- ③ 40歳未満の正社員

ポイント

◎中途採用・外国籍の方も

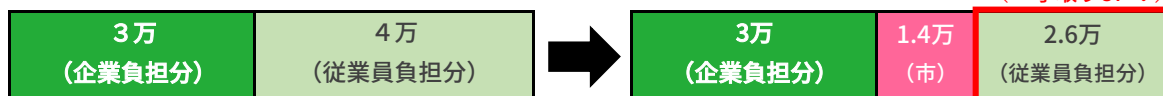
OK! ※技能実習生を除く

補助額

(原則)

- 企業負担分（住宅手当支給額または宿舍家賃の企業負担分）の1/2（上限1万円/月）
（加算エリア（北区、長田区、須磨区、垂水区、西区及び一部の小学校区）に居住している場合）
- 企業負担分（住宅手当支給額または宿舍家賃の企業負担分）の2/3（上限1.4万円/月）

(例)家賃7万円で加算エリア在住の場合



募集要領等

2026年度の募集要領・Q&A等は市ホームページに掲載します。

交付申請は「2026年5月中旬～2027年12月上旬」を予定しています。

各種情報は、確定次第メールマガジンにてご案内しますので、ぜひご登録ください。

市HPは
こちら!



メルマガ登録は
こちら!



2027年採用者への補助も決定!

採用活動時に積極的に広報ください!

※申請は2027年度にさせていただきます。